

**【新設】（直接又は間接保有の株式）**

**68の2の3(2)-2 措置法第68条の2の3第5項第1号に規定する特定軽減税外国法人等**

**（以下68の2の3(2)-2において「特定軽減税外国法人等」という。）であるかどうかを判定する場合の、外国法人が直接又は間接に保有する株式には、その払込金額等の全部又は一部について払込み等が行われていないものが含まれるものとする。**

**④ 名義株は、その実際の権利者が所有するものとして特定軽減税外国法人等であるかどうかを判定することに留意する。**

**【解説】**

- 1 企業グループ内の一定の内国法人間で行われる合併のうち、合併法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係がある外国法人（特定軽減税外国法人又は特定軽減税外国法人の親法人である外国法人に限る。）の株式を対価とするものは、適格合併に該当しないこととされている。なお、分割及び株式交換についても同様とされている（措法68の2の3①②③⑤一、二）。
- 2 ところで、この外国法人が直接又は間接に保有する株式かどうかの判定に当たっては、措置法通達68の2の3(2)-1《発行済株式》と同様に払込み又は給付（以下「払込み等」という。）が行われていない株式をどのように取り扱うかといった疑義が生ずる。
- 3 そこで、本通達では、この外国法人が直接又は間接に保有する株式には、その株式の払込み又は給付の金額の全部又は一部について払込み等が行われていないものも含まれるものとして取り扱うことを明らかにしている。